

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立学校電話交換機等賃貸借（東部地区その2：6校7箇所分） 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年9月1日から平成28年8月31日まで

(4) 納入期限

平成21年8月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年6月9日（火）から同年7月8日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年6月9日（火）から同年7月8日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年6月17日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
 - ク 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (2) 共同企業体に関する資格及び条件
- ア 各構成員が(1)のアからエまでの要件をすべて満たしていること。
 - イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
 - ク 各構成員が、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当
電話 0857-26-7431又は7432
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 借入物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局教育環境課
電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成21年6月9日(火)から同月24日(水)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年6月9日(火)から同月24日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年7月1日(水)午前11時から同月8日(水)正午まで

イ 開札日時

平成21年7月8日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、平成21年6月24日（水）正午までに電子調達システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、添付ファイルの容量等により電子調達システムで提出できないときは、入札説明書で指定するものを除き、郵送又は持参により4の(1)の場所に期限内に提出することを認める。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条の3の規定により、入札保証金の全部または一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 電子証明書

5の(2)の書類を提出するときに、電子入札に参加するために必要な電子証明書を送信すること。

(6) その他

ア 多少の台数増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成21年6月16日（火）までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 詳細は、入札説明書による。